

# 社会保険

# ふくしま

5・6  
2019 Vol.563



熊のすべり台

職場内で回覧し皆さんでご覧ください

【(一財)福島県社会保険協会ホームページ】<http://www.f-shimakyoukai.or.jp/>

福島県社会保険協会

検索



## 福島の宝～訪れたい風景～

### 熊のすべり台（西郷村）

巨大な一枚岩は、まるで熊のすべり台……阿武隈川沿いに「西の郷遊歩道」という散策路が整備されており、道沿いにある独特の渓流瀑で、広い一枚岩の上をさらさらと滑るように水が流れ落ちる滝です。濡れてよい準備があれば遡行可能かもしれません。春は咲き誇る花々、夏にはブナの原生林の緑、秋は紅葉と四季折々に、立つ場所によっては滝に包まれてるのか?と思えるような景色と音を楽しめ、心地よい水の流れを楽しむことができます。

お問い合わせ／西郷村観光協会 TEL：0248-25-5795

## CONTENTS



- ◆算定基礎届について ..... 2~3
- ◆70歳到達時の届出変更について ..... 3
- ◆健診結果を健康づくりに役立てるために! ..... 4
- ◆扶養家族も健診を! ..... 5
- ◆社会保険協会だより(1)  
(令和元年度事業計画と収支予算) ..... 6~7
- ◆委員随想(宮本みゆき) ..... 8
- ◆支部だより(ボウリング・ゴルフ等) ..... 8
- ◆年金事務所 Q&A  
(育児休業中の保険料について) ..... 9
- ◆協会けんぽ Q&A  
(退職後の傷病手当金について) ..... 9
- ◆協会けんぽ、社労士会と協定を締結 ..... 10
- ◆ふくしまの魅力再発見! No.34 ..... 10
- ◆年金相談(6・7月の日程) ..... 10

# 算定基礎届の提出時期になりました



- 算定基礎届は、7月10日(水)までに提出してください。
- 仙台広域事務センターへの、郵送による提出にご協力をお願いします。
- 算定基礎届の用紙は事前にお送りいたします。

※社会保険労務士へ仕事を委託し、かつ用紙の送付先として同意書を提出した事業所様の分については、直接社会保険労務士へ送付いたします。

- 県内6か所の会場で算定基礎届等事務講習会を開催します。

※開催のお知らせ・申込書は、4月・5月発送の保険料納入通知書に同封のチラシ及び「社会保険ふくしま」3・4月号に掲載されております。

**算定基礎届の様式は、70歳以上被用者算定基礎届と統合されています。70歳以上被用者の方は個人番号(基礎年金番号)欄の記載が必要です。**

## 定時決定とは？

健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬(賃金等)と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、4月・5月・6月に支払われた報酬を事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただき、厚生労働大臣はこの届出内容に基づき毎年1回標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といいます。

「定時決定」により定められた標準報酬月額は、原則その年の9月から翌年8月までの各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。

## 算定基礎届の対象となる方は？

算定基礎届の届出対象となる方は、7月1日現在の被保険者全員です。(報酬の変わらない方も全員対象です)

ただし、その年の6月1日以降に被保険者となった方は、資格取得時の標準報酬月額が翌年の8月まで有効であるため対象から除かれます。

## 標準報酬月額の決定方法

### 4月・5月・6月の報酬

算定基礎届に記入する報酬は、4月・5月・6月の各月に支払われた報酬月額です。

たとえば、3月1日から3月31日までの給料を4月に支払うなど、給料の支払いが翌月になる場合は、その事業所の給料は3月分であったとしても、翌4月に受けた報酬として取扱います。

### 支払基礎日数17日以上

支払基礎日数とは、給料計算の対象となる日数をいいます。

日給制の場合は、出勤(稼働)日数が支払基礎日数となります。月給制の場合は、出勤日数に関係なく、給料計算期間の暦日数が支払基礎日数となります。対象となる4月・5月・6月の3か月は、いずれも17日以上であることが必要とされていますので、17日未満の月があれば、その月は、報酬月額算定の対象から除外して平均額をだします。

### 短時間就労者(パートタイマー等)の標準報酬月額の決定

短時間就労者とは、パートタイマー、アルバイト、契約社員、準社員等の名称を問わず、一般的の従業員より短時間の労働条件で勤務する人をいいます。

#### 4月・5月・6月の3か月のいずれの月も支払基礎日数が17日以上ある場合

3か月の報酬総額の平均を報酬月額として決定します。

#### 4月・5月・6月の3か月間のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合

3か月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬総額の平均額を報酬月額として決定します。



### 特定適用事業所に勤務する短時間労働者の標準報酬月額の決定

特定適用事業所に勤務する短時間労働者については、4月・5月・6月のいずれも支払基礎日数が11日以上の月の平均額をだして決定します。※短時間労働者とは、一般的の従業員の所定労働時間および所定労働日数が4分の3未満で、下記の5要件をすべて満たす方が該当になります。

1. 週の所定労働時間が20時間以上あること
2. 雇用期間が1年以上見込まれること
3. 賃金月額が8.8万円以上であること
4. 学生でないこと
5. 常時501人以上の事業所(特定適用事業所)または国、地方公共団体に勤めていること

平成29年4月からは、500人以下の企業においても、上記1から4の条件を満たした場合は、労使の合意に基づき任意で短時間労働者の適用拡大が可能となりました。

# 70歳以上被用者は個人番号(基礎年金番号)の記入を忘れずに

●現在は、「70歳以上の被用者算定基礎届」と「算定基礎届」は統合され、1枚で手続きができる様式になっています。

●70歳以上の被用者については、個人番号(基礎年金番号)の記入が必要になります。

## ◆70歳以上被用者等の算定基礎届の記載例

⑯個人番号(基礎年金番号):70歳以上被用者の方のみ、本人確認を行つたうえ記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、左詰めでご記入ください。

⑰「1. 70歳以上被用者算定」に○を囲んでください。なお、算定期間中に70歳に到達する等により、健康保険と厚生年金の算定基礎月が異なる場合のみ、記入してください。

## ◆算定基礎届の様式と記載例

⑯個人番号、⑰備考の欄の拡大  
⑯ 個人番号【基礎年金番号】  
※70歳以上被用者の場合のみ  
⑰ 備考  
123456789012  
①70歳以上被用者算定  
(算定基礎月: 月 月)  
2.二以上勤務 3.月額変更予定  
4.途中入社 5.病休・育休・休職等  
6.短時間労働者(特定適用事業所等)  
7.パート 8.年間平均  
9.その他 ( )

## 70歳到達時の届出が変わりました

平成31年4月より、被保険者が70歳に到達した際にご提出いただく「厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険70歳以上被用者該当届」(以下「70歳到達届」という。)の取扱いが変わりました。

### 〈70歳到達届にかかる取扱い〉

現行の事務	被保険者の70歳到達月の前月に、日本年金機構から事業主宛に「届書のご案内」及び「70歳到達届」を送付し、70歳到達日(誕生日の前日)から5日以内に、事業主が日本年金機構へ70歳到達届を提出	
改正後の事務	標準報酬月額の変更なし  ポイント① 日本年金機構において70歳到達届の処理を行った上で、事業主へ、「資格喪失確認通知書」(※1)を送付します。 <b>(事業主からの届出は不要)</b>	標準報酬月額の変更あり  ポイント② これまでと同様に、70歳到達日から5日以内に、70歳到達届を仙台広域事務センターに提出してください。 <b>(事業主からの届出が必要)</b>

※1「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険70歳以上被用者該当届および標準報酬月額相当額のお知らせ」

70歳到達届の用紙は、日本年金機構から対象事業所の事業主様へ、70歳到達月の前月に送付されます。70歳到達日において、同一の事業所で異なる報酬で使用される場合は、必要事項を記入、押印のうえ届出してください。

また、詳細な取扱いについては、管轄の年金事務所、または日本年金機構のホームページをご確認ください。

# 健診結果を健康づくりに役立てていただくために!

協会けんぽでは、健診結果から医療機関への受診が必要と思われる従業員さまへ、医療機関への早期受診をお勧めするお手紙を差し上げています。事業へのご理解をいただくとともに、事業所さまからも、従業員さまへのお声掛けなどご協力をお願いいたします。

## 事業の目的

- 医療機関へ早期受診をすることで、病気の重症化を防ぐことが見込まれる
- 病気の重症化を予防することで、みなさまが、より健康に働き続けることができる
- 病気の重症化を予防することで、医療費の負担軽減も見込まれる

## 対象となる方・送付物

次の①～③に当てはまる方に右のようなお手紙をお送りしています。

**①協会けんぽの  
「生活習慣病予防健診」を受けた方**

**②血圧・血糖値が、  
次のいずれか一つでも該当する方**

**収縮期血圧**

160mmHg以上

**拡張期血圧**

100mmHg以上

**空腹時血糖**

126mg/dl以上

**HbA1C**

6.5%以上  
(NGSP値)

**③健診受診前月～  
受診後3カ月以内に医療機関を  
受診していない方**



## 事業主さま・事務ご担当者さまへのお願い

- 従業員さまから「協会けんぽから医療機関への受診を勧める手紙が届いた」とのお問い合わせがあった際は、医療機関への受診をお勧めください。
- 健診結果から血圧、血糖値が高いことが把握できた場合は、協会けんぽからのお手紙を待たずに、医療機関への受診をお勧めいただければ幸いです。



お問合せ先 協会けんぽ福島支部 保健グループ TEL.024-523-3919

# 扶養ご家族さまにも健診を!

協会けんぽでは、従業員さま向けの健診だけでなく、扶養ご家族さま向けのメタボリックシンドロームに着目した健診=特定健康診査(特定健診)についても、健診費用を助成しております(年度内1回に限ります)。

自己負担額 **0(ゼロ)円**で受診できる方法もありますので、扶養ご家族さまにもぜひ健診をおすすめください。

## ●特定健診の対象 **40歳～74歳までの扶養ご家族さま**

## ●受診に必要なもの

### ①受診券※

黄色い封筒  
が目印

※受診券とは…  
「特定健康診査受診券」。  
40歳以上の扶養  
ご家族さま対象  
の健診費用の助成券です。今年度  
分は3月下旬に従業員さまの居住  
地に送付しております。

### ②健診費用



自己負担額は**0円～2,960円**です。  
健診費用による検査項目に違いはありません。

### ③保険証



保険証の記号番号と受診券に記載  
されている記号番号に相違がない  
ことをご確認ください。

## 市町村の集団健診で特定健診を受診しましょう

協会けんぽの特定健診は、各市町村が公民館などで開催する集団健診で受診できます。

市町村のがん検診と協会けんぽの特定健診を同時に受診しましょう。

日程、会場については各市町村広報誌でご確認ください。

○ご予約は不要です

○自己負担額は**370円**(消費税率8%)です

(消費税率が10%に変更となった場合、自己負担額は**500円**となります)

## 自己負担額**0(ゼロ)円**でも受診できます

協会けんぽ主催の出張**0(ゼロ)円**健診では、**自己負担額0(ゼロ)円**で特定健診の受診が可能です。  
福島支部ご加入の会場近くにお住まいの方へ、日程・会場・ご予約先等のご案内をお送りします。

【2019年度出張**0(ゼロ)円**健診開催予定市】

福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、白河市、須賀川市、伊達市、相馬市、  
南相馬市、喜多方市、二本松市

## 事業主さま・事務ご担当者さまへのお願い

2019年度の受診券は、3月下旬に従業員さまの居住地に送付しております。宛所に尋ね当たらず返送された受診券は事業主さま宛にお送りしますので、従業員さまを通じて扶養ご家族さまにお渡しくださいますようご協力をお願いします。あわせて、日本年金機構へ住所変更のお手続きをお願いします。

お問合せ先 協会けんぽ福島支部 保健グループ TEL.024-523-3919

# 令和元年度の事業計画並びに収支予算

3月に開催された第149回理事会並びに第140回評議員会において、令和元年度の事業計画並びに収支予算をご承認いただきました。

事業計画の基本方針にありますとおり、社会保険制度の円滑な運営に寄与できるよう年金事務所や協会けんぽ等と協力連携し、事務講習会の開催、広報紙「社会保険ふくしま」の発行、「社会保険実務の手引き」等の参考図書配付等の社会保険制度の普及に努めるとともに、「無料入浴券」の配付等の福利厚生事業、講師派遣等の健康づくり事業、ハイキングやボウリング大会等の開催等、各事業の充実と推進に努めながら事業所様をサポートできるよう全力で取り組んで参ります。

皆さまの一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

## 令和元年度事業計画

### 基本方針

- (1) 社会保険制度の事業の円滑な運営に寄与するため、日本年金機構(県内年金事務所)及び全国健康保険協会福島支部、福島県社会保険委員会連合会(各地区社会保険委員会)と協力連携し、社会保険制度の普及宣伝及び被保険者等の福利増進の推進を図る。
- (2) 公益事業である事務講習会事業・広報事業・社会保険制度の普及事業を重点事業として実施するとともに、会員の皆さまに役立つ事業についても前年度を踏襲しながら実施し、利用者や参加者が増えるよう各事業の充実と推進に努める。
- (3) 全国社会保険協会連合会や各都道府県社会保険協会と連携し、社会保険協会組織の強化と事業推進に努める。

### 会議

- 理事会を5月、12月、3月に開催する。
- 評議員会を5月(定時)と3月に開催する。
- 各支部(福島・郡山・平・会津若松・相馬・白河の6支部)において、支部計画に基づいて理事会・評議員会を開催する。
- 「社会保険ふくしま」編集委員を各地区1名委嘱するとともに、編集会議を6月に開催する。
- 四者協議(社会保険協会・日本年金機構・協会けんぽ・社会保険委員会)を開催する。
- 支部事務局長会議、支部個別協議(ヒアリング)を実施する。



### 事務講習会事業

- 春に「算定基礎届等事務講習会」を6会場で7回開催する。  
(「社会保険ふくしま」3月号にお知らせと出席申込書を掲載しております。)
- 秋に「社会保険事務講習会」を12会場で14回(計画中)開催する。
- 郡山支部で年金セミナーを9月に4会場で開催する。
- 「労働関係事務講習会(仮称)」を9月に郡山市で開催する。
- 年金受給者協会が開催する「年金受給説明会」に共催する。

### 広報事業

- 「社会保険ふくしま」を隔月(奇数月)に発行(郵送)する。
- ホームページ(<http://www.f-shimakyoukai.or.jp>)の充実に努める。
- 主な事業を掲載した「事業のご案内」を4月に発行(郵送)する。
- 令和元年度事業計画・収支予算を「社会保険ふくしま」5月号に、平成30年度事業実施結果・収支決算を「社会保険ふくしま」7月号に掲載する。

### 社会保険制度の普及事業

- 「社会保険実務の手引き」(2019年度版)を作成し5月に郵送する。
- 月刊「社会保険」誌を社会保険委員設置事業所に毎月郵送する。
- 11月15日に「年金委員・健康保険委員・事業主表彰伝達式」を開催するとともに、優良事業主を選定し協会長感謝状及び記念品を贈呈する。
- 社会保険事務担当者に役立つ参考図書等を購入し配付する。



## 福利厚生事業

- 無料入浴券を希望する(応募のあった)事業所に配付する。
- 全国の各都道府県社会保険協会との統一事業として、全国のホテル等を優待料金で利用できる施設優待事業(施設利用会員証交付)を実施する。



## 支部事業

- 支部計画に基づいて、研修会やセミナー等を開催する。
- 支部計画に基づいて、健康づくりハイキング・健康づくりボウリング大会・健康づくりゴルフ大会・健康づくりソフトボール大会・健康づくりパークゴルフ大会等を開催する。

## 健康づくり事業

- リフレッシュ体操・ヨガ等の実技指導講師を希望する事業所へ無料派遣する。
- 健康講話や個別健康相談を実施する保健師を希望する事業所へ無料派遣する。
- 握力計・肺活量計等の体力測定器具を希望する事業所へ無料貸出する。
- DVD(21タイトル)等の健康教材を無料貸出する。



## その他の事業

- 東北地方社会保険医療協議会(東北厚生局)・健康長寿ふくしま会議(福島県)・福島県地域年金事業運営調整会議(日本年金機構)等の依頼に基づき委員を推薦する。
- 事業推進のため関係団体との協力・連携の強化に努める。
- 組織強化のため会員の拡大に努める。

※事務講習会等の開催案内やハイキング等の参加者募集は、事前に「社会保険ふくしま」とび当協会ホームページ([www.f-shimakyoukai.or.jp/](http://www.f-shimakyoukai.or.jp/))でお知らせいたします。

## 令和元年度 収支予算

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	62,607,000	62,952,000	△ 345,000
(うち会費収入)	(60,404,000)	(60,643,000)	(△ 239,000)
(2) 経常費用			
① 事業費	41,389,000	41,178,000	211,000
② 管理費	22,342,000	21,637,000	705,000
経常費用計	63,731,000	62,815,000	916,000
当期経常増減額	△ 1,124,000	137,000	△ 1,261,000
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,124,000	137,000	△ 1,261,000
一般正味財産期首残高	64,567,000	64,350,000	217,000
一般正味財産期末残高	63,443,000	64,487,000	△ 1,044,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	63,443,000	64,487,000	△ 1,044,000

平成30年度事業実施結果並びに収支決算については、5月に開催される第150回理事会並びに第141回定期評議員会で審議が予定されており、承認後に「社会保険ふくしま」7・8月号に「社会保険協会だより(2)」として掲載しご報告申し上げます。

## 私のストレス解消法

宗教法人 開成山大神宮

宮本 みゆき

50数年、年を重ねてます、感じることはストレス・睡眠不足・運動不足は万病の元だということです。その中でもストレスは知らず知らずのうちに心身を蝕むので怖いですね。

私のストレス解消法は大好きなアーティストのライブやコンサートを楽しむことです。昨年も猪苗代湖の天神浜で行われたオハラブレイクに3日間通いつめました。磐梯山と猪苗代湖に包まれた壮大なロケーションの中、音楽や芸術、食など様々な文化を感じながら世界中どこにもないといわれるカラフルな空間でゆったりと過ごせたことは心の宝物になっています。

この感動は他では味わえまいと思っていたが、昨年の野口英世記念ふくしま国際音楽祭もとても楽しめました。手前味噌ですが、当神社で行われた甘酒やハイボールを飲みながらの口笛ツインリードと映像によるコンサートは、



東京スパラダイスオーケストラの皆さんと(山中湖にて)

奏者(口笛世界チャンピオンの青柳呂武さんと柴田晶子さん(NHK「いだてん」のテーマソング奏者)が参加)と観客の距離も近く、皆が口笛という楽器に酔いしました。

今年も当神社だけではなく、伊佐須美神社・北宮諏訪神社・土津神社・長床などの神社そして薄皮まんじゅうでお馴染みの柏屋や筍の川酒蔵など様々な場所で多様なアーティスト参加のもと、音楽祭は行われます。この音楽祭でも皆様が楽しみ、ストレス解消の一助になれば良いなーと思っています。

### 皆様の参加をお待ちしています

社会保険協会 支部だより

#### 福島支部 健康づくりボウリング大会

日 程	令和元年7月17日(水) 午後6時55分スタート
場 所	からしまボウル福島(福島市)
参加資格	管内会員事業所の被保険者及び家族
参 加 費	1人1,000円(2ゲーム代、靴代を含む) ※当日受付時に納入いただきます
申込締切	令和元年7月3日(水)
定 員	先着120名(1事業所8名まで)

#### 会津若松支部 社会保険協会・委員会ボウリング大会

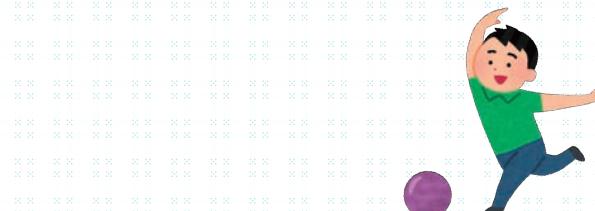
日 程	令和元年7月11日(木) 午後7時スタート
場 所	喜多方スターボウル(喜多方市)
参加資格	管内会員事業所の被保険者
参 加 費	1人1,000円(2ゲーム代、靴代を含む) ※当日受付時に納入いただきます
申込締切	令和元年6月29日(土)
定 員	先着40名(1事業所8名まで)

#### 白河支部 健康づくりボウリング大会

日 程	令和元年7月11日(木) 午後6時30分スタート
場 所	鏡石空港ボウル(鏡石町)
参加資格	管内会員事業所の被保険者
参 加 費	1人1,000円(2ゲーム代、靴代を含む) ※当日受付時に納入いただきます
申込締切	令和元年7月4日(木)
定 員	先着40名(1事業所8名まで)

#### 実施要綱・お申込書をお送りします

◆ご照会・お申込みは、ホームページまたは下記へご連絡願います  
一般財団法人 福島県社会保険協会 TEL.024-525-9311



## 育児休業中の保険料について

**Q 従業員が育児休業をとったときは、保険料の負担はどうなりますか。**

**A** 育児・介護休業法に基づく育児休業制度を利用する場合(3歳未満の子を養育する場合)については、**事業主と被保険者負担分の保険料が免除されます**ので、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を提出してください。

### 【留意点】

#### 育児休業の申出は

- ① 1歳未満の子を養育するための育児休業
- ② 保育所待機等特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業
- ③ 保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業
- ④ 1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度の準ずる措置による休業



の各期間中において**それぞれ申出が必要になります**。

また、育児休業期間を**延長したときや予定より早く終了したとき**も届出が必要です。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧いただくな、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

## 退職後の傷病手当金の申請について

**Q 傷病手当金を受給していましたが、会社を退職することになりました。  
退職後の期間についても傷病手当金を申請できますか？**

**A** 次の2点を満たしている場合に退職後も引き続き残りの期間について傷病手当金を受けることができます。

◎ 被保険者の資格喪失をした日の前日(退職日)までに継続して1年以上の被保険者期間(健康保険任意継続の被保険者期間を除く)があること。

◎ 資格喪失時に傷病手当金を受けているか、または受けの条件を満たしていること。(なお、退職日に出勤したときは、継続給付を受ける条件を満たさないために資格喪失後(退職日の翌日)以降の傷病手当金はお支払いできません。)



お問い合わせ先 協会けんぽ福島支部 業務グループ TEL.024-523-3917

# 福島県社会保険労務士会と協会けんぽ福島支部が 協定を締結しました



平成31年3月19日に、福島県社会保険労務士会と協会けんぽ福島支部が「健康保険事業の推進に向けた包括的連携に関する協定」を締結しました。

両者が連携して健康診断の受診促進や特定保健指導の実施率の向上、および健康保険制度の理解度向上を目指します。

また併せて、同協定に基づく県内企業の健康経営の推進および従業員に対する健康づくりの促進に関する共同宣言も行いました。

## 〈協定における連携・協力事項〉

1. 健康保険制度の理解度向上、および医療費の適正化に関すること
2. 健康診断の受診促進と特定保健指導の実施率向上に関すること
3. 事業者健診のデータ取得促進に関すること
4. 健康経営の普及促進に関すること
5. その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

## 〈共同宣言〉

1. 企業の生産性の向上及び従業員の仕事と家庭の両立を促進するために、企業における健康経営を推進します。
2. 企業の「働き方改革」の推進を図り、従業員の健康管理・健康づくりに資するため、定期的健康診断等の受診を推進していきます。



## ふくしま 魅力再発見!

No.34

須賀川市は「M78星雲 光の国」と姉妹都市。世界一遠い姉妹都市で、その距離300万光年!



伊達市保原町の「駅前食堂」は、実際は駅前にはない(昭和46年廃止の路面電車の「駅前」)



### 方言クイズ

「ほろぐ」の意味は?

- A ロクでもないヤツ B (物を)落とす C 稼ぎ(俸禄より)

### 福島検定クイズ1

磐梯山を中国語で発音すると?

- A パンティーさん B バンテーさん C バンダイしゃん



### 福島検定クイズ2

いわきの「常磐炭鉱石炭揚げ」の正体は?

- A メヒカリの唐揚げ B かまぼこの唐揚げ C カジキのから揚げ



答え

つてよじて正解質問 A いよじて正解質問  
(ごきよじてよじて) かまぼこの唐揚げ

年金事務所で年金の予約相談を実施しています  
お申込みは「予約受付専用電話」へ!



ゴ ヨ ヤ ク ヲ  
**0570-05-4890**

受付時間

月~金曜日(平日) 午前8:30~午後5:15  
※土日祝日、12月29日~1月3日は、ご利用いただけません。

## 6・7月のねんきん出張相談

事務所名	出張相談会場	開設日		予約受付先
		6月	7月	
会津若松	喜多方市役所南側保健センター3階	13日(木)	11日(木)	0242-27-5321
	南会津町役場本庁舎内多目的ホール	27日(木)	25日(木)	
相馬		12日(水)	10日(水)	0244-36-5172
	南相馬市役所	26日(水)	24日(水)	

※喜多方と南会津の出張相談会場が4月から変更になりました。

※各会場は、電話による時間予約制で実施しています。

※ご予約は「予約受付先」(年金事務所)へご連絡ください。

※日程が変更することもありますので、事前の連絡を必ずお願いします。

### 【共通の注意点】

- どちらも予約相談日の1ヶ月前から前日まで受付しています。
- どちらもお申込みの際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備のうえ電話をおかけください。
- 相談においての際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを2つ以上ご持参ください。
- 本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の身分証明書(運転免許証等)および本人の印鑑が必要となります。